

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第77号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（11の3） 略</p> <p>（11の4） 介護保険法第69条の8第2項本文の規定に基づく介護支援専門員に対する更新研修の実施次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 実務経験者に対する更新研修</p> <p><u>（ア） 初回の更新に係るもの（（イ）に掲げるものを除く。） 1件につき21,000円</u></p> <p><u>（イ） 初回の更新に係るもの（介護保険法第69条の8第2項ただし書の規定により知事が指定した研修の課程を修了した者に対するものに限る。） 1件につき12,200円</u></p> <p><u>（ウ） 2回目以降の更新に係るもの 1件につき12,200円</u></p> <p>（12） 略</p> <p><u>（12の2） 介護保険法第78条の4に規定する指定地域密着型サービス事業者に係る基準及び同法第115条の14に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る基準に定める研修（以下この号において「指定研修」という。）の実施 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右</u></p> | <p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（11の3） 略</p> <p>（11の4） 介護保険法第69条の8第2項本文の規定に基づく介護支援専門員に対する更新研修の実施次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 実務経験者に対する更新研修 <u>1件につき21,000円</u></p> <p>（12） 略</p> |

欄に定める額

| 区 分 | 金 額 |
|--|-------------------|
| 1 指定研修のうち、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（以下この号において「通所介護」という。）、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下この号において「居宅介護」という。）並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下この号において「共同生活介護」という。）に係る事業所の管理者に係るもの | 1 件につき 1,000円 |
| 2 指定研修のうち、居宅介護及び共同生活介護に係る事業所の代表者に係るもの | 1 件につき 1,300円 |
| 3 指定研修のうち、居宅介護のサービスの利用に係る計画の作成の担当者に係るもの | 1 件につき 1,300円 |
| 4 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所の従事者に係るもの | 1 件につき 12,000円 |
| 5 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所において指導的業務に従事する従事者に係るもの | 1 件につき 36,000円 |

(12の3) 前号の研修を修了した旨の証明書を交付したことを証する書類の交付 1件につき420円

(13)及び(13の2) 略

(13の3) 介護保険法第115条の35第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

| | |
|---|-------------------|
| 1 <u>介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき厚生労働省令で定めるサービス（以下この号において「介護サービス」という。）のうち、訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護</u> | 1 件につき 21,600円 |
| 2 <u>介護サービスのうち、訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護</u> | 1 件につき 21,600円 |

(13)及び(13の2) 略

(13の3) 介護保険法第115条の35第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

| | |
|---|-------------------|
| 1 <u>介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス（特定施設入居者生活介護に限る。）及び同条第23項に規定する施設サービス</u> | 1 件につき 41,900円 |
| 2 <u>1に掲げるサービス以外のサービス</u> | 1 件につき 35,600円 |

| | |
|---|------------------|
| 3 介護サービスのうち、訪問看護若しくは介護予防訪問看護又はこれらの介護サービスと一体的に行われる指定療養通所介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。） | 1件につき 21,600円 |
| 4 介護サービスのうち、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション | 1件につき 21,600円 |
| 5 介護サービスのうち、通所介護（訪問看護若しくは介護予防訪問看護又は通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーションと一体的に行われる指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護 | 1件につき 21,500円 |
| 6 介護サービスのうち、通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーション又はこれらの介護サービスと一体的に行われる指定療養通所介護 | 1件につき 21,500円 |
| 7 介護サービスのうち、特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）又は介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。） | 1件につき 27,600円 |
| 8 介護サービスのうち、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。）又は介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。） | 1件につき 27,600円 |
| 9 介護サービスのうち、特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。） | 1件につき 27,600円 |

| | |
|---|------------------|
| る。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。) 又は介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。) | |
| 10 介護サービスのうち、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売 | 1件につき 19,500円 |
| 11 介護サービスのうち、小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護 | 1件につき 22,200円 |
| 12 介護サービスのうち、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護 | 1件につき 22,200円 |
| 13 介護サービスのうち、居宅介護支援 | 1件につき 18,200円 |
| 14 介護サービスのうち、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護 | 1件につき 29,700円 |
| 15 介護サービスのうち、短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものに限る。)、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものに限る。) | 1件につき 29,700円 |
| 16 介護サービスのうち、短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものを除く。)、介護療養施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものを除く。) | 1件につき 29,700円 |

(13の4) 略

(13の5) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第1号に規定する介護員の養成に関する研修を修了した旨の証明書(以下この号において「研修修了証明書」という。)の交付又は交付の証明 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 研修修了証明書の交付 1件につき650円

イ 研修修了証明書を交付したことを証する書類の交付 1件につき420円

(13の4) 略

| | |
|---|---|
| <p>(14) ~ (178) 略</p> <p><u>(178の2) 電気工事業法第34条第4項の規定による電気工事業の開始の届出をした旨の証明書の交付 1件につき650円</u></p> <p>(179) ~ (328) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(14) ~ (178) 略</p> <p>(179) ~ (328) 略</p> <p>2 略</p> |
|---|---|

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。